

社会福祉法人茨城町社会福祉協議会 茨城町地域包括支援センター運営規程

（事業の目的）

第1条 茨城町が設置し、社会福祉法人茨城町社会福祉協議会が受託運営する茨城町地域包括支援センター（以下「センター」という。）が行う地域支援事業、指定介護予防支援事業の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、センターの担当従業者が、適切な地域包括ケアを実現することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 センターの担当従業者は、地域の高齢者が住み慣れた地域で、自分らしい生活を継続できるよう利用者の立場に立って支援を行う。

2 事業の実施に当たっては、できる限り要介護にならないよう「介護予防サービス」を適切に確保できるようその調整に努める。

3 事業の実施に当たっては、要介護状態になっても高齢者のニーズや状態の変化に応じて必要なサービスが切れ目なく提供される「包括的かつ継続的なサービス体制」を確立するよう努める。

（センターの名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称 茨城町地域包括支援センター

所在地 茨城県東茨城郡茨城町大字小堤1037番地の1

（従業者の職種、員数、及び職務内容）

第4条 センターに勤務する担当従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

（1）管理者 1名

管理者は、センターの担当従業者の管理、業務の調整その他指揮命令等一元的に行う。

（2）担当従業者

ア 保健師又は経験ある看護師 2名

イ 社会福祉士 2名

ウ 主任介護支援専門員 2名

エ 介護支援専門員 2名

担当従業者は介護予防事業の提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第5条 センターの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

（1）営業日 月曜日から金曜日 ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

(地域包括支援センター運営協議会との協議)

第6条 下記事項について、地域包括支援センター運営協議会との協議を行うものとする。

- (1) センターの公正・中立性の確保に関すること。
- (2) センターの従業者の確保に関すること。
- (3) その他、センターの運営に関すること。

(センターの基本機能)

第7条 センターは、以下の基本機能を担うものとする。

- (1) 地域に総合的、重層的な「地域包括支援ネットワーク」を構築する。(共通的基本盤整備)
- (2) 地域の高齢者の相談を総合的に受け止め、実態把握の上適切なサービスにつなげる。また、自分らしく尊厳ある生活ができるよう、虐待の防止等高齢者の権利擁護に努める。(総合相談支援・権利擁護)
- (3) 高齢者に対し包括的かつ継続的なサービスが適切に提供されるよう、地域の多様な社会資源を活用したケアマネジメント体制の構築を支援する。(包括的・継続的ケアマネジメント支援)
- (4) 介護予防事業、新たな予防給付が効果的かつ効率的に提供されるよう、適切なマネジメントを行う。(介護予防ケアマネジメント)

(指定介護予防支援の提供方法及び内容)

第8条 指定介護予防支援の提供方法及び内容は、平成18年厚生労働省令第37号第29条から第31条までの規定に従い、実施するものとする。

(指定介護予防支援の提供に係る利用料)

第9条 指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該介護予防支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者の負担は無料とする。

(業務の委託)

第10条 センターは、第7条第4号の介護予防支援を行うに当たって介護予防サービス・支援計画書の作成・変更、経過観察、再評価、記録の作成・保管等の業務を他の居宅介護支援事業者に委託することができるものとする。

(利用契約)

第11条 センターが介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを行うに当たっては、利用者と介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント契約書を締結しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第12条 通常の事業の実施地域は、茨城町内とする。

(その他運営についての留意事項)

第13条 センターは、担当従業者等の質的向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後3か月以内

(2) 継続研修 随時

2 事業所は、事業に関する諸記録を整備し、その完結の日から最低5年間は保存するものとする。

(秘密の保持)

第14条 従業者は、業務上知り得た高齢者及びその家族に関する個人情報並びに秘密事項については、第三者に対して秘匿する。

2 従業者は、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとする。

(虐待防止に関する事項)

第15条 センターは、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施

(2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

(3) その他虐待防止のために必要な措置

2 センターは、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他)

第16条 この規程に定める事項のほか、管理運営に必要な事項は、茨城町との協議に基づき定めるものとする。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年6月1日から一部改正して施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から一部改正して施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から一部改正して施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から一部改正して施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。